今治市	三十三万千円
高知県	八十三万八千円
福岡県	九十四万七千円
北九州市	百六十六万千円
福岡市	百六十一万八千円
佐賀県	七十四万八千円
長崎県	九十九万九千円
佐世保市	三十三万九千円
熊本県	八十四万七千円
大分県	百四十四万六千円
宮崎県	八十四万二千円
鹿児島県	九十六万円
沖縄県	七十二万七千円
石垣市	三十四万八千円
宮古島市	三十四万七千円
那覇港管理組合	八十四万千円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第三十一号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十七日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS12　ぱるさあ SS13　たうらす （略）	別表 （略） 特殊警備救難艇 番号　船名 （略） SS12　ぱるさあ （略）
SS65　りんくす （略）	SS65　りんくす SS66　たうらす （略）

附　則

この告示は、令和七年十二月十八日から施行する。

その他告示

○総務省告示第三百九十七号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年十二月二日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十二月十七日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　セイコータイムスタンプサービス

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　fc54　dc2c　95e1　fbf0　a82b　f546　1422　c379　f7a5　dd74

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　c922　e7a3　a586　5a6e　057a　8392　e2c5　4446　6353　201c　2440　c71e　a560　3ff6　b38a　0a3c

4　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　8040001079502

5　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　セイコーソリューションズ株式会社

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Seiko Solutions Inc.

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　千葉県千葉市美浜区中瀬１－８

○国土交通省告示第千七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

望原谷一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を宮崎県都城市御池町五三九二番九〇と同五三九二番二〇六及び同五三九二番八九と同五三九二番二〇四との筆界に沿って結んだ線、標柱二号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を宮崎県都城市御池町五三四八番六二〇及び同六二二の道路敷に沿って結んだ線、標柱十五号から十八号までを順次結んだ線、標柱十八号と標柱十九号を平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十九号と標柱二十号を結んだ線、標柱二十号と二十一号を宮崎県都城市御池町五三九二番八七と五三九二番四との筆界に沿って結んだ線、標柱二十一号と標柱二十二号を結んだ線、標柱二十二号と二十三号を宮崎県都城市御池町五三九二番一二八の道路敷に沿って結んだ線、標柱二十三号から二十五号までを順次結んだ線、標柱二十五号と二十六号宮崎県都城市御池町五三九二番一九六と同五三九二番八八の筆界に沿って結んだ線、標柱二十六号と二十七号を結んだ線、標柱二十七号と標柱二十八号を宮崎県都城市御池町五三九二番一四四と同五三九二番一四三、同五三九二番二〇五と同五三九二番一七、同五三九二番一八、同五三九二番一三三、同五三九二番七八、同五三九二番二〇七、同五三九二番二〇七と同五三九二番二〇六の筆界に沿って結んだ線及び標柱一号と標柱二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域